

職高発 0421 第 1 号
職障発 0421 第 1 号
令和 5 年 4 月 21 日

一般社団法人
日本経済団体連合会 御中

厚生労働省職業安定局
高齢者雇用対策課長



障害者雇用対策課長



高齢者雇用状況等報告及び障害者雇用状況報告に係るオンライン利用率の
引上げに向けたご協力をお願い(要請)

平素より、高齢者雇用対策及び障害者雇用対策の推進について多大なご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 52 条第 1 項及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 7 項に基づき、事業主は、毎年、6 月 1 日現在の雇用状況等を、管轄の公共職業安定所を經由して厚生労働大臣に報告しなければならないとされており、毎年、10 万以上の企業等からご協力をいただいています。

他方、「経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」において、行政手続のオンライン利用率を大胆に引き上げるとされており、また、「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日 閣議決定）」において、各府省は、年間 10 万件以上の手続を含む事業の全てについてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行うこととされています。これを受け、厚生労働省は、該当する事業について「オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10

月 22 日策定。以下「基本計画」という。)」を策定し、当該基本計画に従い、オンライン利用率の引上げのための取組を進めているところです。

高齢者雇用状況等報告及び障害者雇用状況報告（以下「報告」という。）に係るオンライン申請には、ハローワークへの来所が不要となり、24 時間手続きが出来るなどのメリットがあります。つきましては、事業主の皆様にはオンライン申請のメリット等をご理解頂き、特に下記の 2 点について、貴団体会員企業に対する周知にご協力をお願いします。

記

1 令和 5 年報告に係る e-Gov 電子申請による提出の周知について

報告にあたっては、デジタル庁の e-Gov 電子申請システムにより、報告書をインターネットで提出していただくことが可能です。e-Gov 電子申請による提出には、ハローワークの開庁時間に関わらず、24 時間手続きが出来るなど、来所による提出にはないメリットがあります。貴団体におかれても、全国の会員企業者への e-Gov 電子申請の周知について特段のご配慮をお願いします。

2 令和 5 年報告の電子申請より電子署名または G ビズ ID が必要となることの事前周知について

別添のとおり、令和 5 年報告より、ユーザ ID・パスワードを活用した電子申請から、電子署名（有料）または G ビズ ID を活用した電子申請に切り替わります。G ビズ ID を取得するには、事前に G ビズ ID のホームページより申請する必要がありますので、6 月から始まる令和 5 年報告に先駆けて、貴団体におかれても、全国の会員企業者への事前周知について特段のご配慮をお願いします。